

2017年7月11日

お客さま 各位

九州労働金庫

## 7月5日からの大雨災害に係る義援金振込口座の開設と系統内為替手数料免除措置手続きのご案内 について

当金庫は、災害支援のために会員団体等が開設した義援金振込口座への当金庫窓口からの振込手数料（ろうきん本・支店宛）について、免除措置を行っております。

つきましては、義援金振込口座にかかる手続き等について以下のとおりご案内いたします。

### 1. 義援金口座の開設の手続き

標記災害の支援のため労働金庫に義援金口座を開設する場合には、当金庫の本支店において口座開設の手続きをお願いいたします。

### 2. 為替手数料免除措置の手続き

為替手数料の免除にあたっては、以下の書類の提出をお願いいたします。

- ① 口座開設団体の概要が分かる書類（会員団体の場合は不要）
- ② 義援金の使途や寄付先、取扱期間等を記載した代表者名による手数料免除要請書

以 上